

## 新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例(昭和43年新潟市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条総務常任委員会の項中「21人」を「14人」に改め、「文化スポーツ部」、「食育・健康づくり推進本部」及び「消防局」を削り、同条文教経済常任委員会の項中「20人」を「14人」に改め、「教育委員会」の次に「文化スポーツ部」を加え、同条市民厚生常任委員会の項中「20人」を「14人」に改め、「環境部」を削り、「及び市民病院」を「食育・健康づくり推進本部、市民病院及び消防局」に改め、同条建設常任委員会の項中「建設常任委員会」を「環境建設常任委員会」に、「20人」を「14人」に、「都市政策部」を「環境部、都市政策部」に改める。

第4条第2項中「22人」を「14人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成19年5月25日から施行する。